

令和6年度 第2回岡山市障害者差別解消支援地域協議会 次第

令和7年2月3日(月)

14時00分～16時00分

(ほっとプラザ大供5階軽スポーツ室兼会議室)

1 開 会

2 情報共有(別紙1参照)

1)差別解消・合理的配慮に関する事例紹介

2)各団体等の差別解消に関する普及啓発の取り組みについて

3 協議事項

1)今後の協議会の取り組みについて

①普及啓発について

・学校教育での周知

・障害者への周知

・事業所や地域への周知

②その他

2)今後の協議会について(別紙2)

4 次回会議について

・次回の日程・内容

令和7年__月頃

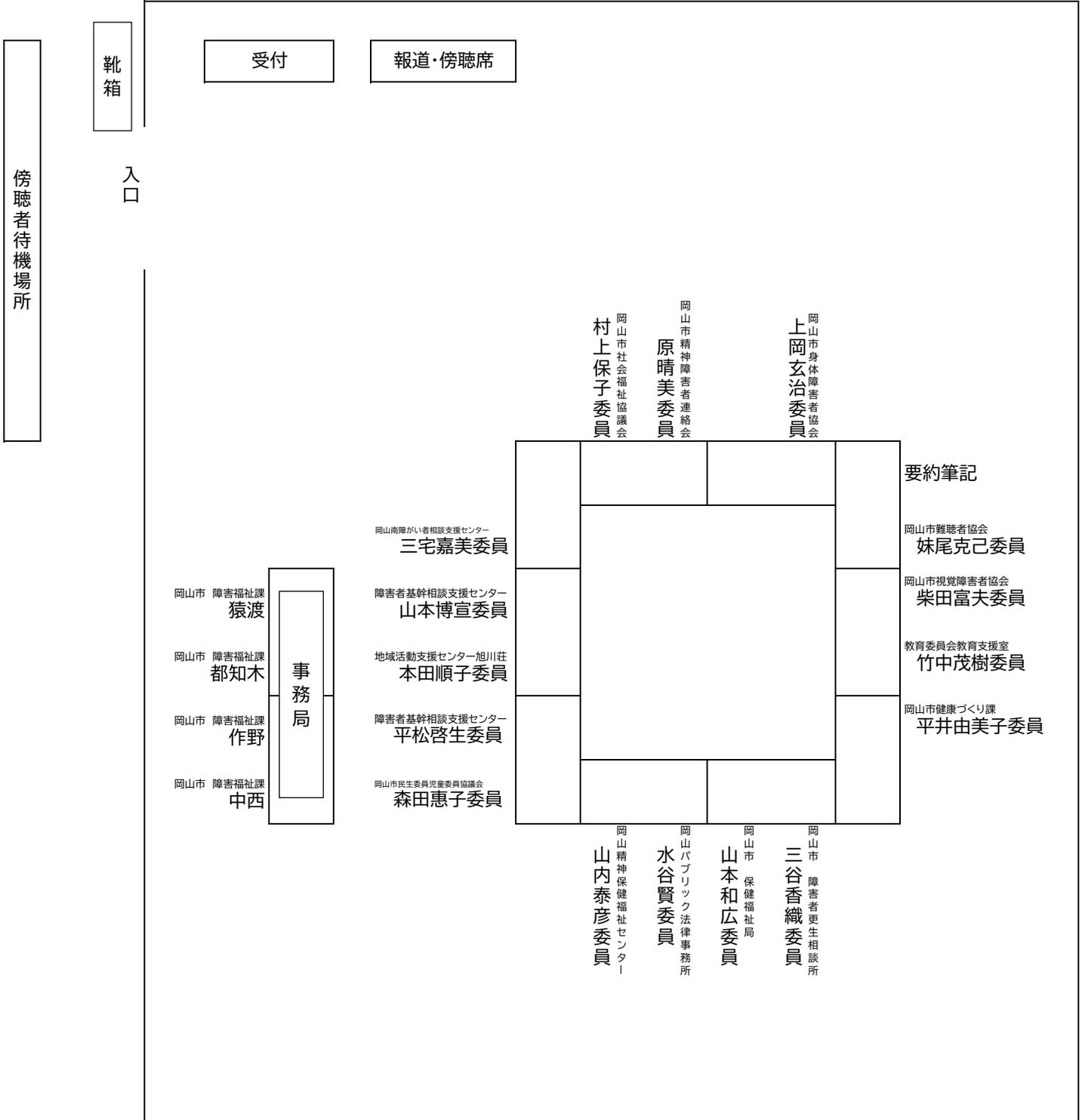
5 閉 会

岡山市障害者差別解消支援地域協議会委員名簿

| 分野 | 団体区分 | 所属区分 | 所属団体 役職名 | 氏名 | |
|---------|--------|------------|--------------------------------------------------|--------|----|
| 行政 | 地方公共団体 | 障害者施策主管部局 | 保健福祉局障害・生活福祉部 部長 | 山本 和広 | |
| | | 人権主管部局 | 市民協働局人権推進課 課長補佐 | 池本 達則 | 欠席 |
| | | 更生相談所 | 保健福祉局障害者更生相談所 所長補佐 | 三谷 香織 | |
| | | 保健所・保健センター | 保健福祉局保健所健康づくり課 精神担当課長 | 平井 由美子 | |
| | | 教育委員会 | 教育支援課 課長 | 竹中 茂樹 | |
| | | 学校 | 岡山県立岡山南支援学校 校長 | 木村 泰清 | 欠席 |
| 関係機関団体等 | 当事者 | 障害者団体・家族会 | 岡山市身体障害者福祉協会 会長 | 上岡 玄治 | |
| | | | 岡山市視覚障害者協会 総務部長 | 柴田 富夫 | |
| | | | 岡山市難聴者協会 事務局長 | 妹尾 克己 | |
| | | | 岡山市手をつなぐ育成会 顧問 | 石原 眞季江 | 欠席 |
| | | | 岡山市精神障害者連絡会 理事 | 原 晴美 | |
| | 福祉等 | 社会福祉協議会 | 岡山市社会福祉協議会 課長補佐 | 村上 保子 | |
| | | 相談支援事業者 | 岡山南障がい者相談支援センター 管理者 | 三宅 嘉美 | |
| | | | 旭川児童院 地域活動支援センター旭川荘 副所長 | 本田 順子 | |
| | | 社会福祉施設 | 岡山市障害者基幹相談支援センター主任相談員 | 山本 博宣 | |
| | | | 岡山市手をつなぐ育成会 広瀬町仲よし元所長 岡山市障害者基幹相談支援センター 副センター長 | 平松 啓生 | |
| | | 民生・児童委員 | 岡山市民生委員児童委員協議会 理事 | 森田 恵子 | 欠席 |
| | 医療・保健 | 精神科医会(医師) | 岡山県精神保健福祉センター | 山内 泰彦 | |
| | 法曹等 | 弁護士会(弁護士) | 弁護士法人岡山パブリック法律事務所 | 水谷 賢 | |
| 学識経験者 | | | 川崎医療福祉大学 医療福祉学部 医療福祉学科 講師 | 山本 茜 | 欠席 |
| 計 | | | | 20名 | |

令和6年度 第2回岡山市障害者差別解消支援地域協議会 配席図

令和7年2月3日(水)14時00分～
(ほっとプラザ大供 軽スポーツ室兼会議室)



○合理的配慮に関する事例

| | 相手 | 事例の詳細 |
|---|------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 医療機関 | 精神疾患のある方が熱傷で入院。声かけがないと不安が強い方に対し、退院時に薬の塗り方について、本人が理解できるようにわかりやすく書いて持たせてくれた。 |
| 2 | 企業 | 障害者枠で一般企業で働いている人が、困りごとなど誰にも聞けずにはいたが、サポート役の人が配置されるようになり、個々の問題を聞いてくれるようになり、今まで言えなかったことを伝えることによって気持ちが軽くなった。 |
| 3 | その他 | 岡山市障害者体育祭がボウリング大会となり、ボウリングが好きな成年が一人で参加。チームの中に作業所の関係者がいて、仕事の話になり、働いていないなら、一度食堂に来てみないかという話になり、その出会いが就労のきっかけとなった。 |

○各団体等の差別解消に関する普及啓発の取り組みについて

| | 団体等 | 普及啓発の内容 |
|---|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 人権推進課 | 12月1日に人権フェスティバルを岡山ドームで開催。競技用車いす体験ブース(グロップサンセリテ)とパラ卓球体験ブース(岡選手)を追加し、啓発及び体験の場の充実と図った。 |
| 2 | 視覚障害者協会 | 多くの皆様に、障害者が日々困っていることを広報している。 |
| 3 | 難聴者協会 | ・JR岡山駅が、よりよい利用環境整備のために開催した障害者と駅員の意見交換会に出席。駅のアナウンスの字幕表示があると助かる旨伝えた。 ・公的な場所での字幕による情報提供を依頼している。 |
| 4 | 身体障害者福祉協会 | 協会の当事者に対して、合理的配慮の理解・とらえ方について伝えている。 |
| 5 | 自立支援協議会 | 「合理的配慮の基本のキ」をテーマに、市民向けフォーラムを開催。 |

岡山市障害者差別解消支援地域協議会設置条例

平成28年3月24日

岡山市条例第12号

(設置)

第1条 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）第17条第1項に規定する関係機関が行う障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、同項の規定に基づき、岡山市障害者差別解消支援地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事務を所掌する。

(1) 法第18条第1項に規定する事務

(2) その他障害を理由とする差別の解消のため市長が必要と認める事務

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 法第17条第1項に規定する関係機関の職員

(2) 法第17条第2項各号に掲げる者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が委嘱され、又は任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会長等)

第18条1項

第17条1項に規定する目的を達するため、必要な情報を交換するとともに、障害者からの相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関する協議を行うものとする。

第5条 協議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議等)

第6条 協議会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要に応じ、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(その他)

第7条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定め、その他必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

会議録

| | |
|----------|-------------------------------|
| 会議の名称 | 岡山市障害者差別解消支援地域協議会(令和6年度第2回) |
| 開催日時 | 令和7年2月3日(月)14時00分～16時00分 |
| 開催場所 | ほっとプラザ大供 5階 軽スポーツ室兼会議室(北区鹿田町) |
| 出席者 | 委員 15人(別紙のとおり) |
| 会議内容 | 別添次第のとおり |
| 会議資料 | 別添のとおり(次第、名簿、配席図、資料) |
| 会議録の作成方法 | 要点記録 |

審議内容(発言者、発言内容、審議経過、結論等)

1. 開会

- ・保健福祉局障害・生活福祉部 障害福祉課長 中西貴子 挨拶
- ・岡山市障害者差別解消支援協議会 水谷賢会長挨拶

最近、障害者の差別について画期的な判決があった。今年1月20日、大阪高等裁判所が、2018年に大阪市で発生した聴覚障害のある11歳女児の事故に関して、「社会情勢や社会意識が著しく変化し、ささやかな合理的配慮により障壁を取り除くことができるようになっている。そのため減額の理由はない」と結論付けて、1審の健常者の85%の保障を認めるという判決を、100%補償するようにといい、逆転勝訴判決となった。

昨年7月は、旧優生保護法で強制的な不妊手術を受けさせられた方が、20年を経過して補償を求めた裁判で、一審は20年経過しているためと訴えを退けたが最高裁は20年経過したから訴えることができないということは、著しく正義に反し憲法14条違反「法の下での平等」に反すると障害者の権利を全面的に認める判決を下した。

このように、裁判所の世界ではかなり合理的配慮あるいは、障害者差別に関する判断は大きく動いてきている。昨年4月から民間企業の合理的配慮の義務化、障害者雇用率が2.5%と引きあがり、デジタル化により働きやすい職場環境の整備も進んでいる中で、このような画期的な判決は意味深いものがあると思う。

この協議会ではこれまで合理的配慮の提供は、「対話こそ真髄だ」とし、さまざまな立場から意見をいただいた。これまで、HIV感染者で高次脳機能障害者へのサービスの不提供、送迎バスへの置き去り防止、JR岡山駅での移動支援、特別支援学校の学区の考え方、聴覚障害がある方への薬局での合理的配慮など、さまざまな事例の情報交換、取り組みについて伝えてきた。これからは、これらに引き続いて、当協議会でも合理的配慮の事例の取り組みに関する協議を行う。また、最後には協議会のあり方についてもご審議いただく予定となっているので、どうか、熱心な議論をお願いしたい。

2. 情報共有(別紙1参照)

1) 差別解消・合理的配慮に関する事例紹介

① 医療機関における精神障害者の方への退院後の薬についての説明

水谷会長: 前回の協議会でも医療機関からの合理的配慮の事例があり、医療機関の意識の向上が

みられるかと思う。厚労省から出ている「医療機関における合理的配慮」のガイドライン（HPでも確認可）で、このような場合には、どう対処するかといった詳しい説明がなされているので、必要に応じて参考にしてもらえたらと思う。

原委員：精神科に通院をしている方が、待ち時間が長くなると不安になってしまい、帰ってしまうことが何度かあった。その後、病院で配慮してもらって、なるべく早い時間に順番が呼ばれるようになった。

②障害者枠で、一般企業で働く障害者の方へのサポート役の配置

水谷会長：サポート役の重要性について。「障害者雇用促進法には、障害者雇用の安定を図らなければならない」とある。「5人以上の障害者を常時雇用する事業所は、障害者職業生活相談員を設置しなければならない」という規定になっている。ここにあるサポート役がどのような立場か、わからないがおそらくジョブサポーターに該当する人なのではないかと思う。

誰がサポートするかという問題。私が、昨年担当した件でいうと、統合失調症の50歳の女性が、大手衣料販売店に障害者雇用枠で雇用された。段ボールで運ばれてきた衣料品を子ども服、婦人服、紳士服のように分けてハンガーにかける仕事。店長が、異動してきつい口調で罵倒されるようになった。本人から、新店長に物申すことはできない。どうするか検討の結果、大阪本社の人事担当者に、直接店長が代わって困っているという趣旨の手紙を書いた。すると、本社から連絡があり謝罪と、新店長を再教育するという連絡があり、状況が変わり働きやすくなったという事例を思い出した。サポートの有無によって、本人の働きやすさが随分変わってくるのだと思った。働くことへのサポートの重要性を感じる。

平松委員：障害福祉サービスの中に就労定着支援というサービスのメニューがある。障害者枠で、一般企業で働き始めて半年以上経過すると、就労定着支援の相談員が職場に訪問して、困りごとを聞いたりして、就労が定着できるように伴走していくというサービスがあり、それを利用されたのかと思う一方、ジョブコーチというような企業側が用意するということもある。企業側が用意できない場合も就労定着支援サービスを利用して、職場定着を図ることもできる。もしかしたら就労移行支援のサービスを使ったのかもしれない。様々な形で企業に就職することはできる。はじめは、外部の支援機関が入ってその方に伴走していく、一方企業には、健常者と障害者が一緒に働く、合理的配慮をしていく義務があるので、企業もともに働けるような土壌を作るようにも言われている。そこが、相まっていればいいのかと思う。また、岡山障害者就業・生活支援センターというサポート機関がある。いろいろな形で様々なサポートがある。それを活用しながら就労を定着していくことができる。

定着支援・移行支援などは相談支援専門員がマネジメントをしている。例として、特別支援学校に通学している場合、卒業後に就学移行支援を使う場合、進路の道すじをつける場面で相談支援専門員と関わる。

③障害者のボウリング大会で、障害のある方が、作業所関係者と出会い、就労につながった事例

2)各団体等の差別解消に関する普及啓発の取り組みについて(別紙1参照)

柴田委員:多くの皆様に、障害者が日々困っていることを広報している。視覚障害者の中には、弱視といわれる方がいてある程度視力があり、自分の視力を頼りに生活している。例えば、街に出た時に、黄色の点字ブロックを頼りにして歩き回っている。以前は、点字ブロックは黄色が、約束事のようになっていたが。デザイン性を持たせるため黄色の点字ブロックではない点字ブロックが世の中に増えている。弱視の方から言えば、黄色のはずのものが、クリーム色であったら、役に立たないというクレームが寄せられている。点字ブロックを敷設する際には、くれぐれも黄色もしくは、周りのもとから区別できるようなもの、例えば黒い線を引くなど色の区分けがはっきりするものにしてほしい、というような困りごとの相談がたくさんある。

妹尾委員:昨年の12月に岡山市の各障害者団体が岡山駅に集まり、どのような配慮があれば利用しやすいかについて意見交換会があった。その時に障害種別に分かれて、話し合った。私は聴覚障害であるが、難聴者。聾の方は、情報提供時に文字による提供があれば好ましい。駅のアナウンスが聞こえないので、電光掲示板で提供してもらおうとわかりやすいとお願いをした。また、タッチパネル式の券売機の使用体験をしたときに、使用方法を駅員に教えてもらった。新幹線の切符を購入するときはみどりの窓口にて対面で購入できるが、今は、券売機でも購入できる。ただ、私が気になったのは、障害者割引を使用する際に、手帳を認識してくれるのかということ。すると、カメラがきちんと認識して、背後に駅員がいるので、スムーズに切符を購入することができ、改善されていると思った。

水谷委員:さまざまな障害の程度、種類があるのでニーズも様々。お互いが、理解し合うことが大切ということ。支援センターの障害の対象になる人というのはどうなっているのか。

平松委員:相談支援事業所として対象になる障害者の方は、手帳を持っていればもちろん、医師からの診断があれば相談の対象になる。精神障害者のなかでも、病名がついてなくても精神保健に著しく課題を抱える方も支援対象となった。そのため、すそ野が広がり間口は広い。何か困りごとのある人は、対象になる。近ごろ発達障害等、障害の考え方について、参考になる整理したお話が聞ければと思う。

山内委員:私が関わっているのは精神障害だが、精神科は幅広い。知的障害に基づいた混乱を抱える人、発達に特性を持っている人、このような方の中にも、非常に個性的なやり方ではあるが、一般社会で普通に暮らすことができている方については、私ども積極的には診断をしない。ただ、就労の部分で何か問題があって続かないとか、人付き合いがうまくいかず社会生活が危ぶまれる、という方には、なんらかの援助が得られるようになり積極的に診断をしている。

そのほかに精神疾患という方もいる。これは何らかの理由で脳の機能障害が起き、症状が出ている状態。これは、医学的治療の対象となる。知的、発達障害、精神疾患と大雑把に分ければこのようになる。

発達特性、発達障害というものは、我々がこの世に生まれ落ちてから大人になっていく、高齢者になっていづれ亡くなっていく道のりで、さまざまな能力を伸ばしていくのだが、もちろん持って生まれた能力の違いがある身体能力以外にも人間は様々な能力があ

り、その中でも私たちが発達障害で注目しているのは、社会的能力。人間は、体が大きくなったからと言って、自動的に大人になるという生き物ではない。例えば、手をひらひらさせるという行動でも、日本だと「こっちへおいで」という解釈になるが、欧米では「あっちへ行け」という意味になる。同じ運動が、社会、文化によって意味が違って来る。このように、人間が持って生まれた能力では規定できない。後から社会的な意味を、少しずつ身に付けていく必要がある。身に付け方は人によって差がある。例えばパッと目で見ただけの人の動きや、話をしている言葉から察しのいい人は「これは、こういう意味か」と察していく。苦手な方であれば、周りの人から聞いて、「こういう意味なのだ」と、納得していく。私たちは、生まれ持った能力以外に、社会的意味付けというものを身に付けていかななくてはならない。この身に付け方が、人によって得意な人もいれば、苦手な人もいる。得意な人は素早く身に付けることができるが、苦手な人は非常に時間がかかる。得意な人があつという間に身につくことが、苦手な人は圧倒的に時間がかかることがある。こういったことが、発達障害というもの。

平松委員：岡山市自立支援協議会が、2年に一度市民を対象にしたフォーラムを実施している。1月25日に「法律の求める合理的配慮は何か？」という、現在放送大学で教授をしている川島聡先生に講師をお願いし、1月25日に実施した。令和6年の4月から合理的配慮が義務化したということで、改めて市民向けに「基本のキ」を学ぶという機会を設けた。法律にはどのようなことが謳ってあるのか、基礎知識としての障害の捉え方。個人のものなのか、社会がそうさせているのか。個人に障害があるのか、生活のしにくさなのか、障壁があるのかという考え方の基礎を説明いただき、社会的な障壁があり申し出があった場合に障壁を除去するために差別的な取り扱いがないように、合理的配慮を提供するようというお話をいただいた。目的に応じて平等に対する考え方も様々なので、3人の人が動物を眺めていて、背の小さい人は、檻の中の動物を見ることができない、その時にどうするといいか。同じ高さの台を1人ずつに提供しようとなったときにでも、見える人と見えない人がいる。そういった場合に、台を与えるということは、平等なので同じことをしているが、そもそも何のための台なのか。動物を見るための台ならフェンスの高さが同じで、台の高さが同じであれば、それは本当に平等といえるのか。何を目的としているかを押さえての平等、公平を考える。不当な差別についても障害者理由とした差別は不当でダメ。間接差別は不当な差別にならない。駐車場のない公演会場に「車でお越しになるのはご遠慮ください」というのは、広く一般の方にも障害者にもあてはまるので、障害者差別にはならない。しかし、「車いすの方お断り」「盲導犬お断り」は、障害を基にした直接的差別になるので、不当な差別の取り扱いになる。いろいろな例を基に学ぶことができた。改めての「基本のキ」ではあったが、事業者等が、障害のある方と共生していく上での大事な視点を学ぶことができたのではないかと思う。

山本委員：先生からは、合理的配慮の機会均等、いかに機会均等を提供すること。ルールに例外を設けて特別扱いをすることが合理的配慮につながる。動物を見る機会を均等に与えることが機会均等につながる。中には、合理的配慮を提供するために準備をすることもある。これは、合理的配慮ではなく事前的改善措置。環境整備の段階で出てきたものは合理的配慮に

当てはまらない。対話によって、利用者の求めに応じて配慮を行うことが合理的配慮になる。

上岡委員：合理的配慮か否かの質問をしたときに、フォーラムの参加者の皆さんは、意識が高い方が参加していると思うが、賛否が分かれる。とらえ方によって違いが生じること。最近、頼んだことをしてくれなかったという理由で、SNS で炎上している。その時に、できなくても話し合いをして解決できれば、配慮したことになるが、その時に相手の言い方が冷たくて、「来るなといわれた。」というように、障害者だからと言って、法律を盾にやってくれというのはやめましょう。そうでなければ、せっかく世間が障害者のために、「やってあげよう」という方向に向かってきているのに、「障害者が変に言いすぎることはよくない」ということを会員に伝えている。

3. 協議事項(別紙参照)

1) 今後の協議会として取り組みについて

① 普及啓発について

・学校教育での周知

原委員：地域の理解が非常に遅れているため、学校教育からしていただくのはいかがか。まずは先生たちに受けていただきたい。

竹中委員：毎年校長の集まる校長会、特別支援教育に携わる教員の担当者会、初任者勉強会とある。そこに、毎回ではないが、教育支援課の職員が参加して、障害について、子どもたちへの対応について、説明をしているところ。様々なタイムリーな事象によって国からの通知、国からではないが、他の学校で起こったぜひ他の学校にも聞いてもらいたい事象などについては、全教職員に対して読み物を発出するなど学校に周知している。学校や保護者からの相談も受け付ける。教育支援課ですべて捌けるものではなく、対応方法に苦慮する場合には様々な課の方に相談している。ときには、関係機関の人に担当者会に来て、話をしてもらったりするなどして、様々な方に力をもらいながら、普及啓発に取り組んでいる。子どもたちに対しては、学年によって伝える言葉も当然変わってくるので、発達段階によって学校行事も絡めたりしながら、どの教科でというわけではなく、学校生活全般で、共に認めあう、共生社会ということについて伝えていっている。

先ほど言われた外部講師においては、学校でも様々な行事を計画立てている。これからも、そういった期待は、いただきたいと思っている。例えば、今年はタイミングが合わなくても、様々な形で連携できれば子どもたち、保護者に差別のない社会をわかってもらえると思う。

柴田委員：ブラインドサッカープラス福祉のミニ講座をセットにした学校訪問を今年度は3回実施した。福祉講座ではパワーポイントを使った図解を使った説明をしながら、目が見えないというのはこのような構造であるという説明し、視覚障害者を誘導する場合の声のかけ方、点字ブロックへの誘導の仕方を実践的な芝居を子どもたちの前で行った。その後子どもたちに実際に声のかけ方や、目隠しをして体験をしてもらって、ブラインドサッカーの体験をもらった。この輪が広がって行ってくれることを願っている。

- ・障害者への周知
 - ・事業所や地域への周知
- } 時間がなく次回持ち越し。

2)今後の協議会について

協議会設置条例を見ながら、会の目的を再共有。事務局より開催回数についての提案。

平松委員:この会の目的が、報告と共有ということで、差別解消に向けた岡山市での取り組みがどのようになされているかということ。効果測定が必要だと思う。岡山市ではどれほど住みやすい街になっているかという効果測定が、年一回で果たして足りるのであるかという疑問を抱いた。フォーラムでは当事者の方に登壇いただくシンポジウムも行った。それぞれの立場で、話が聞けた良い時間だった。市来場者の中には、こういった意見交換の場が毎年あってもよいという声もあった。ということは、「もっと知りたい」という時間だったと思う。障害者差別解消の中では、対話が大事、お互いに負担のない範囲でと、様々なキーワードが聞こえたと思う。もう少し深めていく場としてこの協議会が大事な場だと思う。回数に関しては、現状維持かもしくは、開催方法を検討して、進めていく必要があるのではないかと思った。フォーラムで話があったが、岡山市は差別解消に関する条例がない、条例を作るのが目的ではなく、関係団体とそこに向けて話をしていくことが大切。ということも踏まえて、回数を減らすのはダメだと思う。

上岡委員:この会がある程度の人が集まれるのであれば、出席できる人が出席し意見交換ができればよいのではないか。

柴田委員:まだ発展途上の会だと思うので、回数を減らす余地、現状維持で再スタートが良いのではと思う。

水谷会長:年2回となると負担に感じる方もいるのではないかと思うがいかがか。

原委員:全員参加は難しいが、年1回では周知するだけでその後がどうなっていくのかわからないので、年2回は必要。

村上委員:年1回の開催では、前回何を話したのかわからなくなる。委員は我々も異動があるので、年2回はあったほうが良いと思う。

山本委員:皆様のご意見はごもっともだと思う。開催方法など検討してより効果的な会議になるよう、努めてまいりたいと思う。

中西課長:皆様から年2回程度で協議の場を持つべきではないかという、意見をいただいた。障害福祉課としては回数を増減させるのが問題ではなく、協議会をより有効なものにしていくことが、悩みどころである。

皆さんの全員出席がなかなか叶わないという点では、上岡委員からも発言いただいたが、条例上では過半数で会は成立する。内容については、この場で様々な情報が交換できる。我々も有難く思っているが、発言が言いつばなしにならないようにどのように進めていくかということが、工夫のしどころと考えている。障害福祉課だけでは、工夫も限られるので次回の会では、現状の共有のほか、この後各団体が、どのように取り組んでいくかご意見いただいて、そのうえで横展開しながら、皆で差別解消に向けて進めていき、共生社会の実現に向けていけばと思う。

つきましては、来年度の回数については今まで通り、年2回の開催で行おうと思う。時期

的には、委員の改選もあると思うが、通常8月、2月で行っていきたいが、都合が付かず、今年度は10月となった。出席可能な委員が減るかもしれないが、8月に開催ということで良いか。

(異議なし)

水谷会長:回数ではなく内容の問題。この協議会で議論されたことが、どのように障害者団体、あるいは当事者にフィードバックされていくのか、あるいは障害者だけでなく市民にフィードバックしていくのが大事。この協議会の到達度もこれでよいのか改めて検証する機会があってもいいかなと思う。すべてを事務局に一任するのではなく、もう少し自主的に進めていく方法の検討の必要があると思う。

日程については事務局に調整をお願いする。差別のない岡山市になればと思う。

4. 次回会議について

令和7年8月頃

5. 閉会